2026年11月12日

各　　位

会社名　サイオス株式会社
代表者名　代表取締役社長　喜多　伸夫
（コード番号３７４４　東証スタンダード市場）
問合せ先　執行役員　籔中雄介
電話　０３－６４０１－５１１１

株主優待制度の拡充に関するお知らせ

当社は、2026年11月12日の取締役会において、株主優待制度の拡充（変更）について決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1.　変更の目的

当社は、株主の皆様へ日頃のご支援に深く感謝するとともに、当社グループの事業に対するご理解を深めていただくことを目的として、2025年11月に株主優待制度を導入いたしました。

このたび、配当と株主優待をあわせた株主還元の一層の充実を図るとともに、より多くの株主の皆様に当社株式を中長期にわたり継続して保有していただくことを目的として、継続保有期間の条件を設けたうえで、優待内容を拡充することといたしました。

2.　変更の内容

（１）対象となる株主様

毎年12月末日を基準日とする株主名簿に記録された、当社普通株式200株（２単元）以上を１年以上継続して保有されている株主様を対象といたします。

（２）株主優待の内容

対象となる株主様に、各地の名産品等をセレクトした当社オリジナルカタログから、保有株式数に応じたコースの商品をお選びいただき、贈呈いたします。

【変更前】

当社株式の保有数	継続保有期間	優待の内容
200株（２単元）以上	－	2,000円相当

【変更後】

当社株式の保有数	継続保有期間	優待の内容
200株以上 400株未満	１年未満	なし
	１年以上	4,000円相当
400株以上	１年未満	なし
	１年以上	8,000円相当

（注）１．「１年以上継続して保有」とは、毎年６月末日及び12月末日の株主名簿に、同一株主番号で200株以上の保有が３回以上連続して記録されていることをいいます。

２．保有株式数の区分は、継続保有期間中（上記３回）の株主名簿に同一株主番号で記録された保有株式数のうち、最も少ない株式数により判定いたします。

（判定例）2027年12月末日を基準日とする株主優待の場合

株主様	2026年 12月末日	2027年 6月末日	2027年 12月末日	2027年12月末日基準の 優待内容
Aさま	300株	300株	300株	4,000円相当
Bさま	400株	400株	500株	8,000円相当 （最少400株で判定）
Cさま	300株	300株	500株	4,000円相当 （最少300株で判定）
Dさま	500株	100株	500株	対象外 （途中で200株未満）
Eさま	―	200株	400株	対象外 （連続記録が２回）

（３）贈呈時期

毎年４月ごろのカタログ発送を予定しております（変更はありません）。

3. 変更の時期並びに経過措置

2026年12月末日を基準日とする株主優待から、変更後の優待内容を適用いたします。

なお、経過措置として、2026年12月末日を基準日とする株主優待に限り、継続保有期間にかかわらず、同日の株主名簿に記録された200株以上保有の株主様を「１年以上」の区分の対象といたします。この場合の保有株式数の区分は、同日の株主名簿に記録された保有株式数により判定いたします。

継続保有期間の条件は、2027年12月末日を基準日とする株主優待から適用いたします。

4. その他

株主優待制度の内容に変更が生じた場合は、速やかにお知らせいたします。

なお、本件に伴う費用につきましては、本日公表いたしました「業績予想の修正に関するお知らせ」における修正後の業績予想に織り込んでおります。業績予想の修正の主な理由につきましては、同お知らせをご参照ください。

以　上